

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	横川B地区 (上ノ)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地区の水田は、基盤整備がほぼ完了しており、経営所得安定対策を活用した水田農業や良質な米の生産に取り組んでいる。畑については、集団農地は存在せず、基盤整備が行われた地区はごく一部であり、露地野菜やお茶が栽培されている。法人経営の肉用牛農家を中心に件数は少ないが多頭経営が多い。  
今後も畜産農家と連携した経営所得安定対策を活用した農業を推進していく。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田の基盤整備が進んでおり、経営所得安定対策の活用を図りながら、水田農業の推進を図る。  
畜産農家との連系を図り、経営所得安定対策のWCSや飼料作物の作付け維持に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	290 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	290 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

水田の基盤整備は進んでいるが、畑の基盤整備は未整備が多い。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
経営所得安定対策に取り組みやすい農地集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
経営基盤強化法による利用権設定の期限が過ぎたものから、農地中間管理機構による農地の貸し借りに移行していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水田は基盤整備が進んでいる。畑は要望があれば検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田農業は、経営所得安定対策を活用していく。野菜等については、関係機関の協力を図りながら商品性向上に努め販路拡大等も検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ具体的な案もない中では活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないように努めるとともに農家自らが狩猟免許を取得するなど体制を整える。				
②有機野菜生産の法人経営を中心とした取り組みを行う。				